

令和7年度版

八小のしおり



清瀬市立清瀬第八小学校



※記載してある内容（行事、学校生活など）は現時点での予定です。今後、変更があった場合は、学校だよりやホームアンドスクール等にてお知らせいたしますので、随時ご確認ください。

1. 清瀬市立清瀬第八小学校概要

(1) 教育目標

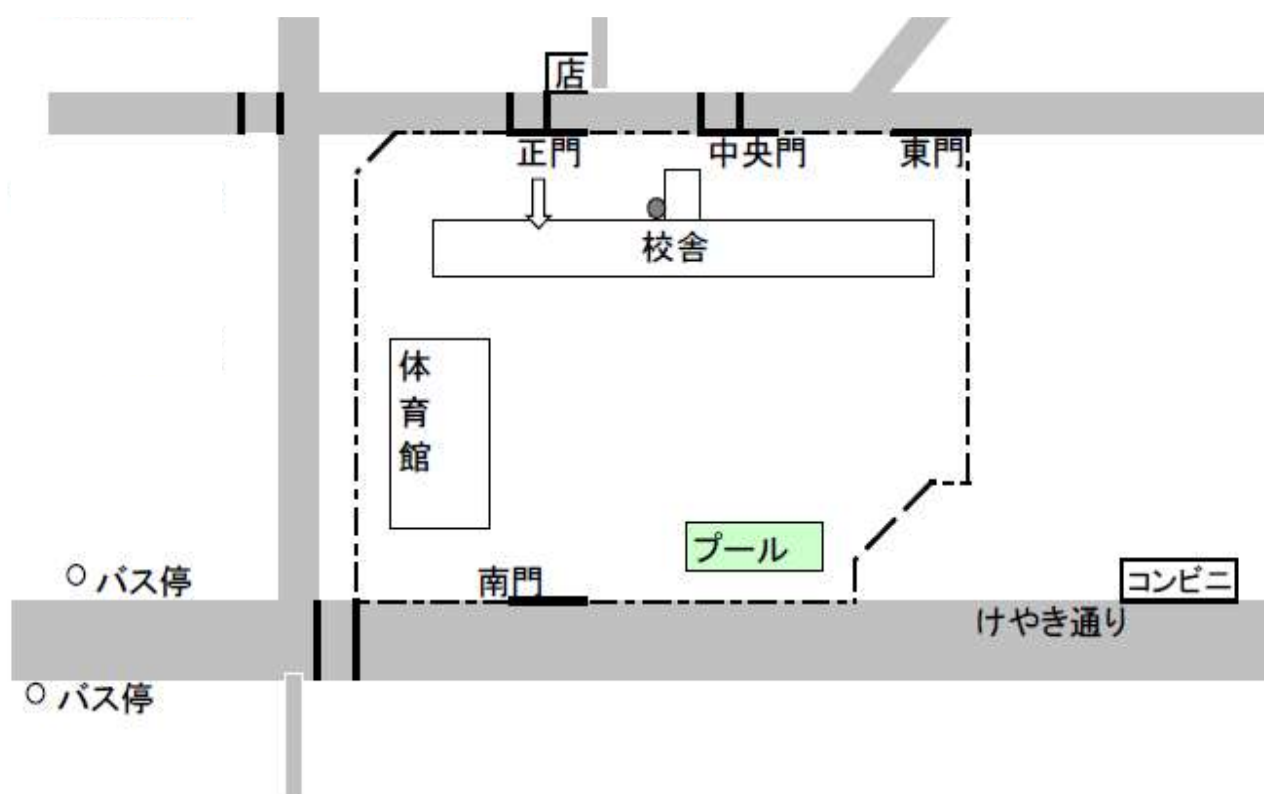
- ・よく考えて 進んでやりぬく子
- ・みんなで仲よく助け合う子
- ・明るく強い元気な子

(2) 基本情報

住所 204-0012 清瀬市中清戸4-1070

電話 042-493-4318

(2) 案内図



2. ハ小の1日の生活

令和7年度 清瀬市立清瀬第八小学校 週時程表							
8:10		月	火	水	木	金	S時程
		登 校(8:10~8:20)					
8:30		朝の会(8:25~8:30)					
8:40		全校朝会	朝読書	ぐんぐんタイム	ぐんぐんタイム	安全指導、児童集会 ぐんぐんタイム	ぐんぐんタイム
8:45							
	1校時	1	5	9	13	17	1校時
9:30							
9:35							
	2校時	2	6	10	14	18	2校時
10:20		中 休 み					
10:40							
10:45							
	3校時	3	7	11	15	19	3校時
11:30							
11:35							
	4校時	4	8	12	16	20	4校時
12:20		給 食					
13:05		昼 休 み					
13:20							
13:25							
	5校時	21	23	25	26	28	5校時
14:10		(帰 り の 会)					
14:15							
	6校時	22	24	清 掃	27	29	【委員会・クラブの場合】 帰りの会14:10~14:20 委員会14:20~15:05 クラブ14:20~15:20
15:00		(帰 り の 会)		最終下校時刻 14:35			
15:05		清 掃		(帰 り の 会)			
15:15				清 掃			
15:25							
		最終下校時刻		最終下校時刻			

※令和6年度の1年生は、水曜日と木曜日が4時間授業でした。
月曜日と火曜日と金曜日は、5時間授業でした。
※令和7年度は変更する可能性があります。詳しくは4月の保護者会でお知らせします。

3. 八小の通学路について

- ・お子さんと一緒に歩く練習をして、必ず通学路を使って学校と自宅の往復ができるようにしてください。
- ・下校のコースが分かるように、ランドセルの左側にコース別リボンを付けてください。
- ・徒歩での時間を測り、余裕をもって家を出る時刻を調節してください。

※登校児童の安全を確保するために、車での登下校の送迎はご遠慮いただいております。

※**お子さん自身が、「何色コースなのか」「学童クラブへ行くのか行かないのか」が分かるように**おいてください。学童に行かない日は、連絡帳で担任までお知らせください。

※入学当初は、可能な限り、下校時刻頃に見守りとして通学路に出ていただけると助かります。

《正門から下校するコース》

- | | | | |
|------------------------------|-----|---|-----|
| ◇中里台田・ゆりかご幼稚園、中清戸住宅10号棟以上 方面 | ・・・ | 緑 | コース |
| ◇下宿台田・中里・下清戸 方面 | ・・・ | ピンク | コース |
| ◇中清戸住宅（6～9号棟）方面 | ・・・ | 水色 | コース |

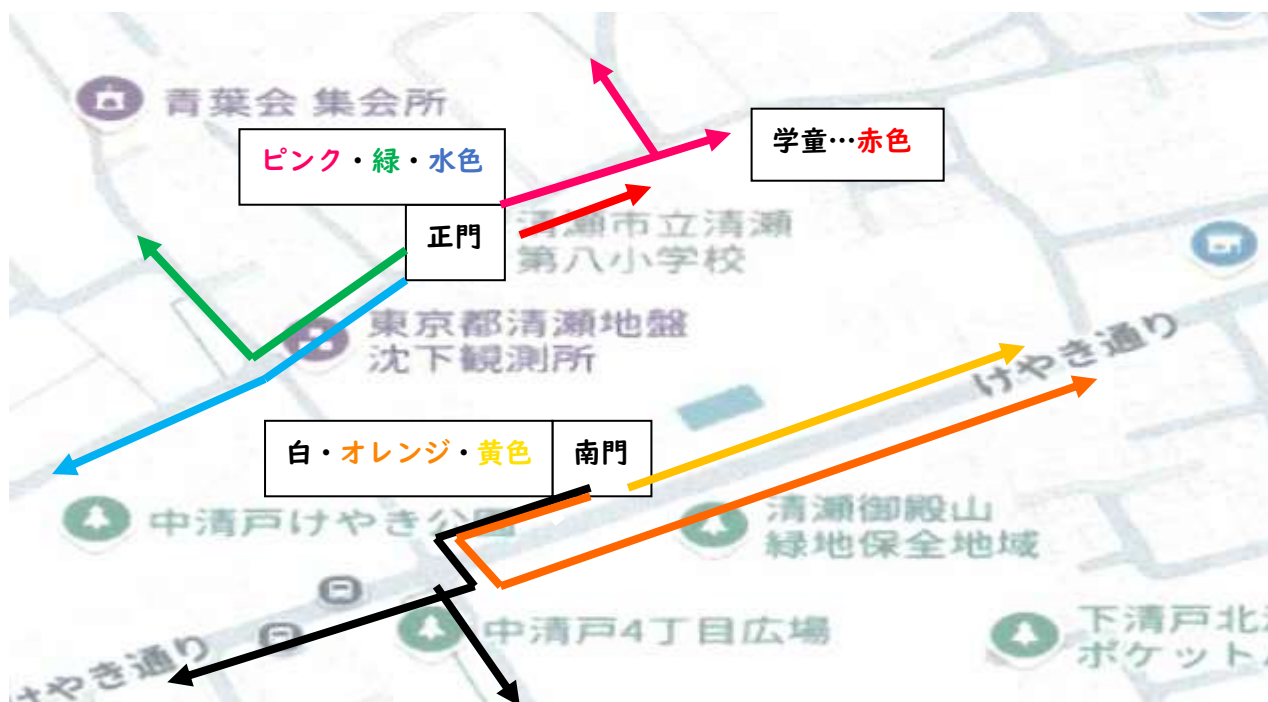
《南門から下校するコース》

- | | | | |
|-------------------------|-----|--|----------------------|
| ◇中清戸住宅（1～5号棟）中清戸4丁目畑道方面 | ・・・ | 白 | コース |
| ◇下清戸 方面 | ・・・ | 黄色 | コース（大林組手前の信号を渡る） |
| | | オレンジ | コース（第八小学校前交差点の信号を渡る） |

※学童クラブ ・・・ 赤 コース

・学童のお子さんは、自宅方面のリボンと学童コースのリボン（赤）の2本を付けてください。

【利用する校門案内図】



【色別通学路地図】



※通学路、色コースについて分からないことがあれば、ご質問ください。

※入学当初は、色コース別に集団下校を予定しています。

途中まで教職員が付き添って下校しますが、可能な限り見守りにご協力ください。

※登校は、班を編成していません。近所の友達を見つけて数人で一緒に登校したり、上級生と一緒に登校したりしています。慣れるまでは、可能な限り付き添いをお願いします。

4. 入学までに準備していただく学用品・持ち物

※学用品・持ち物は、使いやすくシンプル（絵柄の少ない）で、勉強に集中できるものを選びましょう。
すべてのものに（色鉛筆やクレヨンは1本1本）、必ずひらがなで記名してください。

1	通学用かばん	ランドセル等6年間の使用に耐えうるもの。両手が空くもの。
2	筆箱	<u>箱型</u> で壊れにくいもの。缶やポーチ型は不可。シンプルなデザイン。
3	消しゴム	<u>白くて</u> 、よく消え、においや飾りのないもの。
4	鉛筆	絵や飾りが少ないもの。2Bまたは4B…5本 赤青鉛筆…1本
5	ネームペン	油性。黒インク。太すぎないもの。太さは2種類あるもの。
6	色鉛筆	12色
7	クレヨン・クレパス	16色
8	はさみ	キャップが付いていて刃先が丸いもの。よく切れるもの。
9	でんぷんのり	低学年のみ使用。
10	液体のり	スポンジキャップのもの。
11	折り紙	絵や模様のない無地の折り紙。ジップ袋に入れて。折り紙ケース不可。
12	セロハンテープ	使いやすく、カッター部分がプラスチックのもの。
13	体育着	半袖、丸首シャツ…白・無地 半ズボン…紺 ※指定なし
14	赤白帽子	あごひもの付いているもの。つば付き。
15	体育着袋	布製 40cm×30cm位 <u>リュック型は不可</u> 。紐で左右に引いて開閉するタイプのもの。
16	ランチョンマット	40cm×50～60cm位 （洗い替え用に2～3枚用意）
17	口拭きタオル	小さいタオル。15cm×15cm位 （洗い替え用に2～3枚用意すると安心）
18	給食袋	巾着袋 15cm×15cm位 紐で開閉するタイプのもの。
19	上履き	白地で足のサイズに合ったもの （体育館における体育の授業でも使用するので大きすぎない）
20	上履き袋	布製 20cm×30cm位 持ち手にフックにかける <u>紐をつける</u> 。
21	ぞうきん	1人2枚。白色のもの。
22	手さげバッグ 2枚	布製 30cm×40cm位 体育着、上履き、作品、本等を入れて持ち帰る。1枚は学校保管。
23	防犯ブザー	使いやすい物（鳴らす、止める練習をしておく。）
24	防災頭巾 背もたれ式カバー	新入生のご希望の方対象に、入学説明会後に販売します。 カバーは、手作りでも可（イスの背もたれに被せる <u>袋タイプ</u> ）。
25	自由帳	イラスト等で華美にならないもの。シールは、はずす。
26	油粘土・ケース	500g程度のもの。（幼稚園、保育園で使用したもので可）。

【その他、新1年生の持ち物】

- ・教科書、通学帽子（黄色い帽子）は、入学式で全員に配ります。
- ・道具箱、連絡帳、連絡袋、ソフト下じき、国語・算数ノート、名札、算数ブロック、探検ボード等
は、一括購入し、代金は入学後に引き落としします。
- ・鍵盤ハーモニカの購入は、入学後の4月の保護者会前に販売します。
- ・上履き、体育着は学校指定ではありません。お近くの販売店でご購入ください。

☆記名の仕方☆

- 油性の黒マジックではっきり書いてください。

○上履き 自 (サイズの合ったもの)

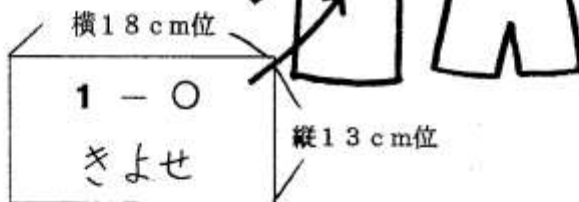
名前

学年・クラス・
氏名 (フルネーム)

氏名 (苗字)

○体育着

- ・半袖丸首シャツで色のラインなどのない無地。
(組は、後から入れる)
- ・紺色のズボン。



○体育帽 (赤白)

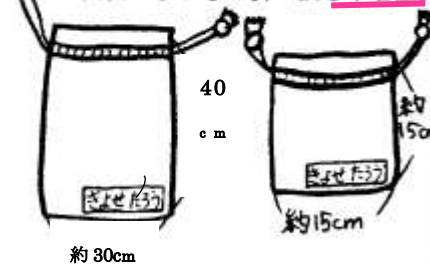
- ・つば付き

帽子の白側に
フルネームで
記名



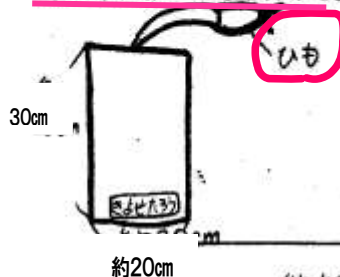
○体育袋、給食袋

両側からひもで引張る巾着型。



○上履き袋

廊下フックにかけるため
取っ手に細いひもを付ける。



○手提げ袋

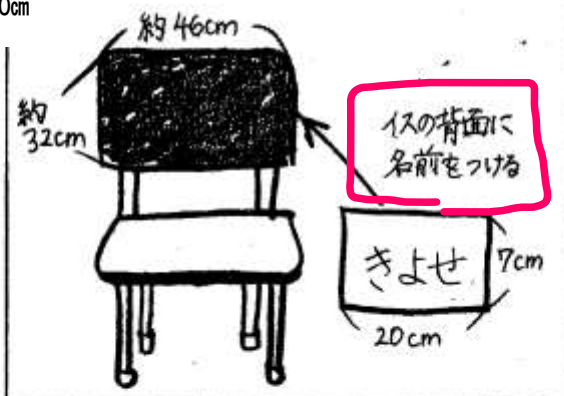
キルト地が好ましい。



○防災頭巾入れ

椅子の背につける袋状のかぶせるタイプ。
椅子を逆さにしても落ちないように工夫する。

※椅子の背、後方側に白布に、
(たて 7 cm × よこ 20 cm 位)
名前を大きく書いて付ける。



【その他】

- (1) ハンカチ・ティッシュを常時身に付けます。(ポシェットは、ショルダータイプ不可。)
- (2) つめを切る習慣をつけましょう。
- (3) 服装は、活動的で汚れてもよいものを選びましょう。
- (4) 外履きは、運動靴を選びましょう (サンダルやブーツで登校はできません)。
- (5) 雨の日にレインコートを着用する時は、濡れたものを入れるビニール袋も持たせてください。雨の日には、靴下が濡れやすいので予備を持たせていただくと安心です (雨天時、長靴の登校は可)。

(学用品・持ち物等の参考)



学用品・持ち物には、すべて
ひらがなでの記名をお願いします。
ランドセル等の横には、キーホルダーはつ
けないでください。色別コースリボンと防
犯ブザーのみをつけてください。

携帯電話・スマートフォンの所持は、基本的にはできません。必要な理由があって持たせる場合は、申請書をご提出いただいた後、校長面談をしてから許可がでます。許可は1年ごとに申請が必要です。学校は、紛失や破損などのトラブルが起きても、一切の責任を負いかねます。入学後に担任までご相談ください。

登下校・欠席連絡について

1 登下校について

登校…8：10～8：20登校。その間に教室に入れるように、家を出る時間を調整してください。近所の友達と誘い合って通学路を通して登校し、正門か中央門か南門の指定された門から入ります。

下校…下校時刻は配付・配信される学校便りでご確認ください。

(慣れるまで、通学路の途中までお迎えに来ていただけると助かります。)

ランドセルの左側にコース別リボンを付けます(学童クラブを利用する児童は、下校コースの色と赤の両方を付けます)。

【学童クラブを利用するお子さんは、学童クラブを利用しない日を連絡帳でお知らせください。ご連絡のあった日は、学童ではない方のリボンのコースで下校させます。】

2 欠席・遅刻・早退・体育の見学について

欠席…朝の8：20までにホームアンドスクールアプリで連絡してください。

その際、理由をコメントに必ず入力してください。

出席停止となる感染症等だった場合も、必ずお知らせください。

遅刻…朝の8：20までにホームアンドスクールアプリで連絡をしてください。

「遅刻」を選択して、遅刻理由やおよその到着時刻も入力してください。

学校安全の観点で、市からの指導により、児童登校後は玄関等を施錠します。南門は下校まで開きませんので、遅刻しての登校の際は、安全のため保護者の方が必ず同行し、職員室に寄ったのち、教室まで付き添ってください。

早退…事前に早退が分かっている場合は、ホームアンドスクールアプリで連絡してください。

お迎えの時刻(何時間目まで授業に出るか)をコメントに入力してください。

玄関ではなく教室までお迎えに来てください。

安全上、引き渡し登録者以外のお迎えなしで早退はできません(6年卒業まで)。

授業中に体調が悪くなったりけがをしたりした際は、緊急連絡先にご連絡いたします。

早めに保護者の方が保健室へ迎えに来てください。

見学…体調不良等で体育の授業を見学する場合は、連絡帳でお知らせください。

水泳授業の見学や検温報告等は、ホームアンドスクールアプリにて行います。

★ホームアンドスクールアプリは、詳しくは入学式当日にお知らせします。

体育の授業における服装について

1 体育の授業における基本的な服装

- ・丸首シャツ（白・無地、半袖）※胸にゼッケンを縫い付けて記名する。
- ・ハーフパンツ（紺色）
- ・靴下（丈がひざ下までのもの）
- ・赤白帽子（つばつき・あごひもがついているもの）

※髪の高い児童は、運動しやすい髪型にしましょう。

カチューシャや大きな飾り等でけがをしないように、ご注意ください。

下着について

- ・発達段階に応じて、丸首シャツの下に下着（袖のないもの）等を着用しても構いません。ただし、着用する場合は、衛生上の理由から着替え用の下着を持たせてください。

※体育着からはみ出る下着やロングTシャツは着用できません。

2 寒い時期の防寒着着用について

着用できるもの

- ・丸首のトレーナー、ロングTシャツ等

着用できないもの

- ・ジャージやカーディガン、パーカー等、前開きのものや、ファスナー、ボタン、フード、紐等がついているもの

※転倒した際等に体に当たったり引っかかったりして危険なため、金属や樹脂のパーツ、フードや紐がついている物は着用することができません。飾りのないものをご用意ください。

3 虫刺され防止のための衣類について

- ・虫刺され防止として、校庭で行う体育の授業に限りタイツ等を着用できます。着用する場合は、その日に着ているものではなく、体育用にご準備ください。できるだけ運動用のタイツ（スパッツ）をご用意ください。

4 水泳指導の服装について

- ・水泳指導の前に、お便りが配付します。
水着や帽子の色、そろえていただく道具についてお知らせがあったら、各ご家庭でご準備ください。



八小のきまり(令和6年度保存版)



★令和7年度版は、4月の保護者会で配付します。

登校

- ・登下校は、交通のきまりを守って決められた通学路を必ず通りましょう。
 - ・(登校) 8時10分～20分 (最終下校) 15時25分
 - ・遅刻をするときは、おうちの人と一緒に教室まで行きましょう。
 - ・忘れ物に気付いても、家に取りに帰らないようにしましょう。
- (保護者の方へ) 欠席・遅刻・早退の連絡は、8時20分までにホームアンドスクールでお知らせください。

学校生活

- ・元気にあいさつをしたり、場に応じた言葉づかいをしたりしましょう。
- ・教室移動のときは、教室で並んで、静かに右側を歩きましょう。
- ・職員室では、「失礼します。〇年〇組(名前)です。(伝えたい内容)。」と伝えてから入り、終わったら「失礼しました。」と言って出ましょう。
- ・みんなで使うものを大切に、きちんと元の場所に片づけましょう。
- ・学校で具合が悪くなったら保健室で相談しましょう。様子によってはおうちの人に連絡をして早退になります。早退の場合は、お迎えに来ていただいて一緒に下校します。
- ・困ったことがあったら先生やスクールカウンセラーに相談してみましょう。

授業に関係すること

- ・忘れ物をしないように、前の日に必ず点検をしましょう。
- ・学習に関係ないものを、学校に持ってこないようにしましょう。
- ・授業中は、先生や友達の話をよく聞いて、考えましょう。
- ・忘れ物をしたときは、先生に相談しましょう。
- ・体育の授業は、体育着を着て、赤白帽子をかぶって授業を受けましょう。虫よけのためにタイツをはくときは、先生に知らせましょう。タイツを脱いで参加するときには、靴下を用意しましょう。冬の寒い時期は、体育着の上に、丸首長そでトレーナー等を着ることが出来ます。(フード、ファスナー、ボタン、ひも、引っ掛けりそうな飾りのついたものは、安全上のため禁止です。) めがねを使用している人は、体育の時に付けるか外すかを、おうちの人と相談して授業に参加しましょう。見学をするときは、連絡帳で担任の先生に知らせましょう。
- ・音楽や図工は、担当の先生から持ち物の連絡があったら、用意をしましょう。
- ・授業で必要なものは、学校だよりや連絡帳でお知らせするので、確認しましょう。

給食

- ・給食準備中はマスクをしましょう。ランチョンマットを敷きましょう。
- ・手を洗って用事をすませたら、教室にすぐにもどり、すわって待ちましょう。
- ・かみの長い人は、給食当番のときには結びましょう。
- ・片付け方を守りましょう。牛乳パックはたたみましょう。
- ・13時05分のチャイムになるまでは、教室から出ないようにしましょう。

休み時間

- ・天気の良い日は、なるべく校庭で遊びましょう。校庭側の出入り口を使いましょう。
- ・ボールは、クラスボールを仲良く使いましょう。
- ・体育館の裏、体育倉庫の裏、畑の中、プールの側の林には行かないようにしましょう。
- ・雨天で外遊びができないときは、放送で伝えるのでよく聞きましょう。
- ・室内遊びのときは、走ったり大声を出したりしないようにしましょう。
- ・学習以外ではほかの教室に勝手に入らないようにしましょう。用事があるときは、担任の先生に話をしてから入ります。その教室の物は勝手に触らないようにしましょう。
- ・音楽室、図工室、プレイルーム、算数少人数教室、きりり教室には、許可なく入らないようにしましょう。非常階段や校舎内廊下、体育館・体育倉庫のうらでは、遊びません。
- ・図書室は使えます。静かに読書を楽しみましょう。本は2冊まで借りられます。1週間の返却期限を守りましょう。

そうじ

- ・そうじ中は、窓を開けて、換気をしましょう。
- ・みんなで協力して、分担して、そうじをしましょう。
- ・そうさんは、元の場所にかけてください。ほうきは、ひもでつるして片付けましょう。
- ・終わったら、担当の先生に報告をしてあいさつをしましょう。手洗いもしましょう。

放課後

- ・下校するときは、一人にならないように近所の友達と通学路を通って帰りましょう。
- ・家庭の都合でいつもと違う道を使うときは、連絡帳等で知らせましょう。
- ・忘れ物をして、取りに来ないようにしましょう。どうしても必要な場合は、必ずおうちの人と一緒に、職員室の先生の許可を受けてから、教室に行きましょう。(原則 17:00 まで)
- ・自転車は、正門側の花壇前に置きましょう。校庭には自転車を入りません。
- ・校庭に遊びに来る時は、食べ物を持ってこないようにしましょう。(水筒は可です。)
- ・川や畑、集合住宅などの通路、私有地、歩道では遊びません。
- ・お金を持って遊びに行かないようにしましょう。
- ・子どもだけで学区外で遊んだり、デパート・ゲームセンターなどに行ったりしません。
- ・夕焼けチャイムを守りましょう。
* 2月～4月/17時5分 * 9月/17時5分 * 11月～1月/16時05分
* 5月～8月/18時5分 * 10月/16時35分

緊急時

- ・先生の指示をよく聞きましょう。「お・か・し・も」は必ず守ります。
- ・身の周りのもので頭や身を守り、命を守る行動をとれるように、意識しましょう。
(保護者の方へ)
- ・児童引き渡しの際は、引き渡し名簿に掲載の方にのみ引き渡しを行います。

学用品(持ち物)について

- ・使いやすく、かざりの少ない、学習に集中できるものにしましょう。
- ・安全のため防犯ブザーをランドセルに付け、いつも使えるようにお願いします。
- ・冬季のカイロの使用は、貼るタイプも貼らないタイプも不可です。
- ・夏季に熱中症対策として、クールタオルの使用が認められています。
- ・タブレットは、基本的に毎日持参です。しかし、学年によっては配慮することがあります。
- ・ランドセル等には、コース別リボン、防犯ブザー以外は安全のため付けられないように指導しています。
- ・マスクを忘れてしまったら貸し出しますので、新品の個包装のマスクを翌日にご返却ください。
- ・貸し出し用の上履きを使用した場合は、洗ってご返却をお願いします。

《教材費等の集金について》

教材等の集金は、引き落としにて行います。

もれのないようにご記入いただき、2月までに郵便局へ行ってお手続きをお願いします。

「控え」は学校へ提出は必要ありませんが、必ず2月中にお手続きをお願いします。

記入見本

自動払込利用申込書 **自払申込**

※本券内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お掛け印」欄には、通常料金のお掛け印を押してください。
 ※郵便口座通帳を併せて、ご提出ください。
 ※下記のお払込金により自動払込みに応ずることとさせていただきます。
 なお、本申込書は、私に代わって銀行から下記加入者にお届けください。

お申込人（口座名義人）

郵便番号（ ）

おところ

フリガナ

おなまえ

日中ご連絡先 電話番号 携帯 会社 自宅

記号番号 1 0

お掛け印

払込先

加入者名 清瀬市立清瀬第八小学校

口座番号 00140-6-175773

払込金の種別

☐ 電気料金 20	☐ 住宅使用料 25	☐ 医療料等 29	☐ 新聞代金 34
☐ ガス料金 21	☐ 公庫貸借金 26	☐ 養育料 31	☐ 税金 35
☐ 水道料金 22	☐ 育英会返還金 27	☐ 年金保険 32	☒ 給食費 30
☐ 電話料金 23	☐ 各種保険料 28	☐ 会費 33	

払込開始日 年 月 から 払込日 毎月 5 日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は 翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、最寄りのままご提出ください。
 ▼「ご契約書欄」はお申込人とご契約書の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

契約書

郵便番号（ ）

おところ

フリガナ

おなまえ

日中ご連絡先 電話番号 携帯 会社 自宅

学年 児童氏名(フリガナ)

ゆうちょ銀行

基本、教材費の引き落としに使用しますが、手続き上、「給食費」と記入しています。

《 保健関係 》

1、保健室について

保健室では、けがや体調不良の際の応急処置や、定期健康診断（4～6月）・身体測定（9・1月）等の健康診断を行っています。また、心身の健康に関する相談活動等も行っています。児童が元気に楽しく学校生活を送れるようにお手伝いしています。

2、けがや病気への対応

保健室では学校で起こったその日のけがや病気について、応急処置をしています。医療行為や継続的治療は行うことができません。応急処置後や学校以外でのけが等については、ご家庭で対応いただいたり、医療機関への受診をしたりすることをお願いします。

外科

軽度のすり傷や切り傷、軽度の突き指や打撲や捻挫等は、患部の消毒や冷却等の応急処置をしていますが、特にご家庭には連絡いたしません。（保健室を利用した時は、児童から保護者の方に説明するように指導しています。）

緊急で医療機関への受診が必要になった場合には、保護者の方に連絡を取りながら対応します。その際、医師の説明を直接聞いていただく（治療方法で保護者の同意が必要なこともある）ため、できる限り保護者の方の同行をお願いします。

内科

頭痛や腹痛、体調不良等で来室した時は、問診や検温を行い、場合によっては休養するなどして経過をみます。保健室での休養は、児童の体調や感染予防等を考慮して、1時間程度を目安としています。休養しても体調が回復しない時や症状がひどくなるような場合には、ご家庭に連絡し、お迎えをお願いします。ご協力をお願いします。

※学校では内服薬は提供していません。

☆「保健室からの連絡」

・様子を見ていただきたい症状について、担任ではなく、養護教諭から保護者の方にご連絡させていただく場合があります。

・水泳指導の前に健康診断等で要受診となった場合、受診しないと入水できないことがあります。

3、学校伝染病

学校伝染病に感染した時には、学校を休まなければなりません。その場合は「出席停止」となり欠席扱いになりません。伝染病にかかった時は、直ぐに学校にご連絡ください。再登校の際に「登校届」が必要となりますので、医師より登校の許可が出ましたら、保護者の方が記入し、再登校日またはその翌日にご提出ください。用紙は15ページにあります。（以下の「学校における感染症の出席停止について」をコピーしていただいても構いません）。

<学校伝染病例>

新型コロナウイルス インフルエンザ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹
麻疹（はしか） 水痘（水ぼうそう） 伝染性の結膜炎 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）
その他（溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎など）

4、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

別紙『学校でけがをした時は…』及び本冊子「災害共済給付制度」のお知らせ 参照

「災害共済給付制度」とは、学校管理下でけがをし、医療機関の治療を受けた際に、日本スポーツ振興センターから医療費（自己負担3割＋見舞金1割）が給付される制度のことです。治療が終わるまで治療代はご家庭にご負担していただきます。治療は3割負担で受診してください。⑤医療証は原則使用しないでください。学校から医療機関に記入していただく書類をお渡ししますので、治療終了後速やかに学校に提出してください。医療費は2～3か月後に給付されます（医療費は現金支給のため保護者の方に学校まで受け取りに来ていただくことになります）。

*学校管理下の範囲

- ・登校中・下校中（通常の通学路・学童クラブの帰りも含む）
- ・学校にいる間（授業中・休み時間など）
- ・遠足・社会科見学・修学旅行・移動教室 など

※一度下校してから学校に遊びに来た場合や登下校の途中に寄り道をした場合などは該当しません。また、交通事故など第三者の行為によって発生した事故も対象になりません。

※下校後に痛みが増した時、数日経っても症状が改善されない時など、ご家庭の判断で受診された場合は該当になります。その際は、学校（保健室）にお申し出ください。

*医療費と医療機関の受診について

対象となる医療費は、初診から治療までの総額が、保険診療（保険証を提示して診療を受けること）で1500円以上を負担した場合です。（接骨院等の柔道整復師を利用された場合は、5000円以上が給付の対象となります。）なお、1500円未満の場合は、清瀬市の子育て支援課助成係に請求することができますので領収書を必ず保管しておいてください。

*別紙：日本スポーツ振興センターの「同意書」について

- ・新1年生は、全員記入し入学時に提出してください。
- ・転入生は、転入手続きの際に市役所で記入した用紙をご提出ください。

5、その他

- ①学校生活の中で配慮しなければならないような身体上のことは、必ず学校にお知らせください（「保健資料」に記入してください）。その他、健康面で学校に伝えておきたいことや、ご相談等がございましたら、いつでもお気軽に保健室にお越しください。
- ②4月から6月は、定期健康診断を行います。特に新1年生は全部の検査・検診を受けます。ご家庭で記入していただく書類や提出物等がたくさんあります。詳しくは保健日よりや学年だよりをご覧ください。ご協力よろしくお願いします。また、就学時健康診断で疾病等が見つかった児童は、入学前まで治療を済ませておくことをお勧めします。
- ③入学・転入当初、児童は新しい環境でとても疲れて下校すると思われます。睡眠を十分にとり、翌日に疲れが残らないようにご配慮をお願いします。なるべく昼寝はせず、早く学校の生活リズムに慣れるように、児童に合わせた規則正しい生活リズムを付けてあげてください。説明会で配付の別冊：『そうだ、やっぱり早起き・早寝！』のパンフレットを、児童とご覧になってください。基本的な生活習慣を身に付けることはとても大切なことです。また、入学・転入後は、毎朝の健康観察をお願いします（朝から具合が悪い時は、無理な登校は避けるようにしてください）。
- ④遅刻や早退をする時には、必ず保護者の方が同伴してください。児童の安全のため、ご理解ご協力をお願いします。
- ⑤学校で衣服を汚した場合には、保健室のものを使用することがあります。下着については、新品を用意しています。それを児童に差し上げて、同サイズの未使用の下着をお返しいただいています。その他の衣類は、洗濯していただき、早めの返却をお願いしています。
- ⑥別紙：予防接種のプリント参照（新1年生用）。麻しん・風しんのワクチン接種は2回お済みでしょうか。3月末日が期限なので、まだの方は早めに済まされることをお勧めします。

6、『保健資料』の記入…記入方法参照

記入方法を参考に、もれがないようにすべてご記入ください。「保健資料」は、保健室で管理します。年度途中に、保護者の方の緊急連絡先が変わった場合は、速やかに学級担任と保健室にお知らせください。

☆「保健資料」は、新1年生は入学式の日、転入生は転入時に、提出していただきます。ご協力よろしくお願いいたします。



保護者様

学校における感染症の出席停止について

清瀬市立清瀬第八小学校

お子さまが、下記の学校における感染症にかかった場合は、余病の併発と他の児童への感染予防のため、学校保健安全法の規定により『出席停止』となります。（出席停止の場合は、欠席扱いになりません。）

なお、医師から登校の許可があったときは、下記「登校届」に保護者が記入し、学校に提出してください。

学校感染症の種類	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日ぜき	特有のせきがとれるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	熱が下がってから3日たつまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身の症状が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹がきえるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなり2日たつまで
結核	病状により、学校医その他の医師が、感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎	
感染性胃腸炎	
その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑、手足口病他）	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

き り と り

令和 年 月 日

校長	副校長

登 校 届

病名： _____

病院（医院）名： _____

上記の疾病について、 _____ 月 _____ 日 から加療し、 _____ 月 _____ 日 から登校させます。

年 組：児童名 _____ 保護者名 _____ 印

*保護者が記入し、登校日に学校へ提出してください。

「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所等(以下「学校」という。)の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児(以下、「児童生徒等」という。)の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- ☐ 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- ☐ 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ☐ 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合 1,400万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合 1,400万円〕 死亡見舞金 1,400万円〔通学(園)中の場合 700万円可〕

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

